

令和3年10月13日

会員 各位

埼玉県耳鼻咽喉科医会会長 登坂 薫

二類感染症患者入院診療加算（250点）の算定について

標記について、別添のとおり（一社）日本臨床耳鼻咽喉科医会から通知がございましたので、ご了知くださいますようお願い申し上げます。

担 当：事務局 養田

電 話：048-824-2611

FAX：048-822-8515

令和3年10月11日

都道府県耳鼻咽喉科医会
医会長 各位

一社)日本臨床耳鼻咽喉科医会
会長 福與 和正

二類感染症患者入院診療加算（250点）の算定について

都道府県から診療・検査医療機関の指定を受けられ、かつ自治体HP等で公表されている医療機関では、10月1日より新型コロナが疑われる患者に対し外来診療を行った場合、院内トリアージ実施料（300点）に加えて、二類感染症患者入院診療加算（250点）が算定可能となっております。

会員の皆様は、既に都道府県から診療・検査医療機関の指定を受けられていると思いますが、各都道府県HP等での公表については未公開の会員もおられると思われます。

HP等での公表につきましては、各都道府県・政令都市での対応が現時点でまちまちで統一した見解が出されておられませんので、各都道府県医師会にご確認いただき、貴会会員に周知していただくようお願いいたします。

なお暫定措置として、10月31日までの間は当該医療機関のホームページによる公表等で自治体による公表にかえることが可能である点も付記いたします。

参考

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について 2.診療・検査医療機関の確保
厚生労働省ホームページ（事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000836896.pdf>

以上